

令和3年度第7回

南国市農業委員会議事録

令和3年10月8日（金）

令和3年度第7回農業委員会議事録

日 時 令和3年10月8日（金） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 南国市上下水道局 2階 会議室

議 題 （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件

（2） 農地法第5条の規定による許可申請の件

（3） 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

（4） 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（2） 非農地証明願いの件

（3） 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

協議事項 ○ 南国市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正

その他事項○ 造園業と農地法

出席者（農業委員 14名）

会長 武市 憲雄 第二副会長 中村 和雅

3 番 田岡 崇 4 番 山本 桂 6 番 北村 一弘 10 番 武市 忠雄
11 番 末政 隆一 13 番 濱田 好典 14 番 鈴木 郁馬 15 番 濱田 章孝
16 番 垣内 育男 17 番 松岡 清 18 番 森尾 晴代 19 番 植野 永子

欠席者（農業委員 5名）

第一副会長 高芝 澄生 2 番 池 正人 5 番 今井 まち 7 番 面井 一成
12 番 平田 修三

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平 3 番 門田 俊一 4 番 笥 和幸 5 番 金田 善充
6 番 門田 理博 7 番 利岡 邦彦 9 番 山本 修平 10 番 北原 章吾
11 番 山北 泰司 12 番 杉本 和繁 14 番 浜田 勉 15 番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

2 番 岩原 英幸 8 番 西岡 祐三 13 番 武内 俊暁 16 番 橋詰 昌明
17 番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

19 番 植野 永子 3 番 田岡 崇

会長	ただいまから定例総会を行いたいと思います。先ほども局長の方から言われましたように、コロナも収束へ向かっております、非常に減っております。久しぶりに推進委員も今回ご案内をしました。推進委員、農業委員共に協議を願いたいと思います。それでは本日の欠席届がでております。1 番の高芝委員さん、2 番の池委員さん、7 番の西井委員さん、5 番の今井委員さん、12 番の平田委員さんです。推進委員は2 番の岩原委員さん、8 番の西岡委員さん、13 番の武内委員さん、16 番の橋詰委員さん、17 番の井上委員さん、連絡を受けております。本日の署名人ですが、19 番の植野委員さん、3 番の田岡委員さんお願いします。今月の現地確認ですが、10 月 22 日金曜、1 時から事務所へ集合していただきたいと思います。13 番の濱田好典委員さんと15 番濱田章孝委員さん、それと推進員は15 番の岡田委員さん、バツ？金田委員さんは？かまん？そしたらお願いします。
金田推進委員	すいません、いついいましたかね？
会長	22 日。金曜。
金田推進委員	何時です？
会長	1 時事務所へ。
金田推進委員	はい。
会長	本日の議案ですが、農地法第 3 条の規定による許可申請の件、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。ご審議をお願いいたします。それで、本日の協議事項が入っております。南国市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正ということで、農林課から藤岡さんが説明に来ますので、ご意見を賜りたいということですのでよろしくお願いします。その後ですが、勉強会ですが造園業と農地法ということでやりたいと思っておりますので皆さん方のご協力よろしく

	お願いします。それでは、議案に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について、農地法第3条権利移動許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。 令和3年10月8日、南国市農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数7件、申請受理面積、田9,581㎡、畑247㎡、計9,828㎡となっております。 受付番号の49号、先に審議をしたいと思います。田岡委員さんが代理申請人になっておりますので田岡委員さん退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室) それでは事務局お願いします。
藤田次長	はい、議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書5ページをご覧ください。受付番号49号です。譲受人は57歳。申請地は、明見の畑、234㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有していないため、借りるか又は作業委託をしているとのこと。農作業歴は2年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、サツマイモを作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地を第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室)

藤田次長	それでは事務局残りをお願いします。 4 ページの受付番号 4 3 号です。申請地は、岡豊町江村の田、5 筆で計 2,083 m²、売買による所有権移転で、社会福祉法人が取得するというものです。法人は、原則農地所有適格法人以外は農地の取得ができません。しかし、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的とした法人で、業務の運営に必要な場合に限って例外的に取得が認められています。譲受人である法人は、通常の事業所に雇用されることが困難である障害者の方が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、この例外的に取得が認められる法人に該当すると考えられます。また、この場合は、農作業従事要件及び下限面積要件は適用されません。譲受人からの申請事由書によると、現在、南国市と高知市で施設利用者の生産活動として、野菜、果樹、栗などを作っていますが、大部分が借地のため、返還依頼があれば農業ができなくなります。そこで安定した農業経営ができるように農地を取得し、利用者の工賃増加のためにも面積を拡大したいとのことです。取得後は、ニンニク、ネギ、大根などを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。4 3 号については以上です。 受付番号 4 4 号です。譲受人は 4 1 歳。申請地は、包末の田 2 筆で計 2,070 m²、売買による所有権移転です。譲受人の経営面積はありませんので、耕作計画書の提出があります。耕作計画書によると、現在、香美市にある親族の農地で、母と一緒に水稻、野菜、果樹などを作っており、経営面積を拡張したいため農地を取得するとのことです。経営面積については、耕作している農地が亡くなった親族の名義になっており、未登記の状態であるため、経営証明書を取得することができなかったとのことでした。そのため経営面積は 0 になっています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は 7 年です。農作業には本人と母が従事しています。下限面積については、申請地のみでは要件を満たしていませんが、利用権設定も同時に申請されています。19 ページの 182 号をご覧ください。この利用権設定の面積を足すと 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たすことになります。取得後はニンニクとニラを栽培するため、周辺の農地に
-------------	--

影響を与えることはないということです。44号については以上です。

受付番号45号です。譲受人は67歳。申請地は、金地の田4筆で計3,495㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、いの町にありすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。45号については以上です。

受付番号46号です。譲受人は35歳。申請地は、立田の田2筆で計922㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまでと同様に水稻、果樹などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。46号については以上です。

受付番号47号です。譲受人は65歳。申請地は、立田の田13㎡、売買による所有権移転で、自宅の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は45年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に畑として利用し、サツマイモや野菜などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。47号については以上です。

受付番号48号です。譲受人は73歳。申請地は、稻生の田1,011㎡、売買による所有権移転で、自宅から近くまた自作地の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積

会長	は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、43号から48号まで、審議よろしく願いいたします。 事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地を第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年10月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数3件、申請受理面積、田 640.61 m²、畑 0 m²、計 640.61 m²、まず初めに受付番号32号が取下げとなりましたので議案書6から7ページの差し替えをお願いいたします。それでは先に受付番号31号について、田岡委員さんが代理申請人となっておりますので先に審議をしたいと思います。田岡委員さん。 (3番 田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主事	受付番号31号、議案書は7ページ、別紙は4ページです。申請地は明見の登記田、現況畑の 336 m²。所有権の移転で、貸駐車場への転用です。申請理由は、申請地周辺が住宅の多さに比して駐車場を備えた住宅が少なく需要が見込めることと、譲受人が申請地周辺に建築を予定しており、管理が容易であるためです。農地区分については、とさでん交通長崎駅から概ね 500 メートル以内にあるため 2 種農地であると判断し、立地基準を満たします。つぎに別紙位置図 5 ページをお願いいたします。配置は図の通りで

	す。現況高さで整地のみ行い表面は土のまま、進入は申請地北側に接する道路から進入します。排水については、汚水は発生せず雨水は全面自然浸透させます。周辺の状況については、周辺農地は全て申請人所有のものであり、現地確認でも問題はないと判断しています。説明は以上です。
会長	はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室) それでは。残りの件、事務局説明をお願いします。
穂積主事	はい。続きまして受付番号30号を説明します。別紙は2ページとなります。申請地は岡豊町小蓮の畑、88㎡。使用賃借権の設定し、分家住宅への転用です。借人は高知市の賃貸住宅で生活していますが、現在の住居が手狭になり、両親との相互扶助を図るため実家に近い申請地を選定されています。農地区分については、いずれの農地区分にも属さないその他の農地に該当すると考えており、第2種農地に区分され、立地基準を満たします。続きまして、別紙3ページをお願いします。配置は図の通りとなっております。約45センチ盛土をし、住宅の部分は碎石敷き、北側のスペースはコンクリート舗装、南側のスペースは礫質土舗装をします。進入口は北側と西側の市道からの2か所です。排水については、雨水は集水桝および雨水管を經由し、北側の市道側溝に配水、敷地南側の礫質土部分は自然浸透させます。汚水は浄化槽を經由して雨水同様北側水路に排水します。市の排水同意は許可済みで、地元からは排水に問題ない旨の意見をいただいております。周辺の状況については、同意のある農地、宅地、雑種地です。現地確

	認にて周辺農地に影響はないものと判断しています。他法令については占用許可と開発許可の申請中で許可見込みがあることを確認しております。受付番号32号の説明は以上です。 続きまして受付番号33号、別紙位置図は8ページとなっております。申請地は伊達野の田、2筆合計307㎡の内、216.61㎡の一部転用です。使用貸借権を設定し、個人住宅に転用するものです。借人は高知市で借家住まいをしています。両親の老後の介護や家族間の相互扶助等を考慮し申請地を選定しています。農地区分はなんこく南インターチェンジから概ね300m以内にある農地であり、3種農地であると判断し、立地基準を満たします。次に当日配布資料9ページをお願いします。配置は図のとおり、進入は南側県道からの既設グレーチングを通り、敷地南側へ進入します。排水経路については、汚水は浄化槽を経由させ北側水路に排水、雨水は集水桝を経由し汚水同様北側水路に排水します。排水同意については現在申請中で許可見込みがあることを確認しております。地元の土木委員からは排水に問題ない旨を確認しており、土地改良区からも転用に差し支えない旨の意見書が出ております。次に別紙10ページをご覧ください。申請地の一部を手続きなしで駐車場、私設水路に転用していたとのことで始末書の提出があります。内容についてはご一読をお願いします。周辺営農への影響についてですが、隣接農地所有者からすべて同意を取得、その他農地への悪影響はないものであると現地確認で判断をいただいています。他法令については、開発許可の申請手続き中で、許可見込みがあることを確認しております。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
会長	はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。
浜田推進委員	はい。
会長	はい、浜田委員さん。
浜田推進委員	質問ということじゃないけんどごめんよ。その他農地という表現と第3種農地、違い

穂積主事	はどうやったかね？ 農地区分は、1種農地、2種農地、3種農地、甲種農地等があるんですけども、先ほどその他農地と表現したものについては、1種農地、2種農地、3種農地、甲種農地いずれの要件にも該当しない場合、例外的に2種農地である、というような扱いになっております。1種農地から3種農地まで該当事項があるんですけどもその該当事項いずれにも当てはまらない場合、例外的に2種農地にするという取り扱いがありますので、そういう場合その他農地というように表現させてもらっています。
浜田推進委員	じゃあその他農地というのは拡大解釈ということ？
穂積主事	拡大解釈では。例えばの話になるんですが。
浜田推進委員	時間とるやったらかまん。後で事務局で聞くき。
会長	他にございませんか。
中村副会長	すいません。
会長	はい。
中村副会長	実面積が、実測で265.49㎡とでちゅうがで、88の内建築面積72でちゅうがですが、登記するときは実測に戻すんですか？
穂積主事	実測に戻します。
中村副会長	はい。
会長	他にございませんか。
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年10月8日南国市農業委員

穂積主事	会会長武市憲雄、申請受理件数 1 件、申請受理面積、田 1,251.2 m²、畑 0、計 1251.2 m²、事務局説明をお願いします。 はい。ではこれから議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について審議をお願いします。計画変更申請は、許可を出している転用行為の事業内容などに変更があった場合に審議することとなりますが、その審議する内容というのが当日配布資料 1 ページに載せてある県に提出する意見書の検討事項 4～6 項目についてです。では説明に移ります。当日配布資料 1 ページをご覧ください。では説明に移ります。議案書 9 ページです。申請地は久礼田の田 5 筆、合計 1,251.2 m²、●●の資材置場・駐車場として許可を得ていたものです。昨年の 6 月の総会で許可相当と判断し、高知県の方も昨年 1 2 月に許可を出していました。もともとは、申請地 5 筆全てを法人が譲り受ける、という計画でしたが●●のみ代表取締役個人が譲り受ける変更申請となっています。ただ、事業計画そのものに変更はなく、申請地の一部の譲受人が変更となります。なお、個人として代表取締役が譲り受けた後、使用貸借権を設定し会社に貸す計画であると申請主より聞いております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
会長	はい。事務局より説明がございましたが、この件についてご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) 何もないようでございますので、承認としてかまいませんか？はい、そのように取り扱いをいたします。次に議案第 4 号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和 3 年 10 月 8 日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。協議に入る前に 172 号から 177 号について垣内委員さん関連がありますので退室をお願いします。 (16 番 垣内委員 退室)

藤田次長	それでは事務局お願いいたします。 はい。議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。14ページの172号から17ページの177号まで説明します。借人は、一般法人として利用権設定をしていましたが、この度、農地所有適格法人の要件を満たすようになったため、一旦解約して、改めて農地所有適格法人として利用権設定をするものです。申請地は、172号が片山、173号が左右山、174号から176号までが岡豊町小籠、177号が下野田と上野田のいずれも田で、5年の賃借権を設定をして水稻等を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。172号から177号について審議よろしくをお願いいたします。
会長	はい、事務局より説明がございましたが、これについてご意見ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (16番 垣内委員 入室) 次に、受付番号183号について鈴木委員さんが関連がありますので、退席をお願いします。 (14番 鈴木委員 退席) はい、事務局。
藤田次長 会長	19ページの183号です。借人は53歳。申請地は、東崎の田で、3年9ヶ月の賃借権を設定してサツマイモと苗を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。183号について、審議よろしくをお願いいたします。 はい、事務局より説明がございましたが、これについてご意見ご意見はございませんか？

藤田次長	(質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (14番 鈴木委員 入室) それでは事務局、後の残りをよろしくお願いします。 はい。11ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。163号です。資料は3ページです。申請地は、里改田の畑で、5年の使用貸借権を設定するというものです。 164号です。資料は4ページです。申請地は、下野田と上野田の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。 165号です。申請地は、下野田と上野田の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。 166号です。申請地は、下野田の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。 167号です。申請地は、下野田の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。以上が農地中間管理事業です。 次に13ページです。ここからは農地売買等事業による所有権移転です。168号から170号は、譲受人が同じためまとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、植田の田で、施設野菜を作るというものです。対価については、議案書のとおりです。 171号です。譲受人は、69歳。申請地は浜改田の畑で、施設野菜を作るというものです。対価については、議案書のとおりです。 17ページの178号から181号までは、借人が同じためまとめて説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件
-------------	---

をつけて、農地を借ります。申請地は、篠原と明見の田で、1年の賃借権を設定して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するといふものです。

182号です。借人は41歳。申請地は前浜の田で、2年の賃借権を設定して水稻を作るといふものです。賃料は、6筆で25,000円を現金で支払うといふものです。

184号です。借人は49歳。申請地は、里改田の田で、5年の賃借権を設定してネギを作るといふものです。賃料は1筆で20,000円を現金で支払うといふものです。

185号です。借人は43歳。申請地は、岡豊町定林寺の畑で、10年の賃借権を更新して野菜を作るといふものです。賃料は、2筆で20,000円を現金にて支払うといふものです。

186号です。借人は74歳。申請地は、岡豊町定林寺の田で、10年の賃借権を更新して野菜を作るといふものです。賃料は、2筆で20,000円を現金にて支払うといふものです。

187号です。借人は66歳。申請地は、里改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといふものです。

188号と189号は、借人が同じためまとめて説明します。借人は、62歳。申請地は、浜改田の畑で、5年の賃借権を更新してキュウリ・生姜を作るといふものです。賃料は、188号は10aあたり20,000円を189号は10aあたり10,000円を現金にて支払うといふものです。

190号です。借人は73歳。申請地は、領石の田で、5年の賃借権を更新して花木を栽培するといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといふものです。

191号です。借人は、54歳。申請地は、三畠の田で、10年の使用賃借権を設定してピーマンを作るといふものです。耕作計画書によると、両親が高齢のため2・3年前から一緒に栽培方法について教えてもらい、今後は後継者として耕作していくといふ

	ことです。 192、193号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、69歳。申請地は物部の田で、5年の使用貸借権を更新して水稻を作るというものです。 194号です。借人は、46歳。申請地は、稻生の田で、5年の使用貸借権を更新して水稻を作るというものです。以上、163号から194号まで、審議よろしく願いいたします。
会長	はい、事務局より説明がございましたが、これについてご意見ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。以上で議案審議は終わりました。議案外はお目通しください。次にその他事項に移ります。 次に南国市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の改正を農林課より説明をしますので、その後質疑をとりたいと思います。農林の藤岡さんと係長の森本君が来ておりますので説明をお願いいたします。
森本課長補佐	農林水産課の森本です。本日は、南国市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の改正についてご意見を伺いにまいりました。先に送付いたしました資料に基づき担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。それでは座って説明させていただきます。
藤岡主事	農林水産課の藤岡です。いつもお世話になっております。座って説明させていただきます。
会長	資料はないが？
藤岡主事	一枚紙と2か所ホッチキス止めをしている南国市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の改正というものです。

弘田局長	議案書と一緒に配っているものです。
藤岡主事	そうしたら説明に移らせていただきます。まず、基本構想とは利用権設定などの際のおおもとになります、農業経営基盤強化促進法という法律に基づき、国が基本方針を定め、県及び市も同様に基本構想を定めるというものであります。基本的には5年に1度の見直しをおこなっており、この度、法律が改正されたことに伴い基本構想を改正するものです。主な改正点としまして、先にお配りしております A4 の1枚ペーパーのとおり見直しを行いました。新たに追記したものについては、波線を、削除したものについては見え消し線で記載しています。資料の説明に移ります。ホッチキス2か所止めの資料を一緒にご覧ください。目次のページが2ページとなっておりますが、1ページの間違いです。すみません。まず、基本構想の2ページ以降になります、第1、農業経営基盤促進強化の目標につきまして、古い表現が多く見られましたので、全体的に整理を行い、文章構成を見直しました。順番に2ページの1、南国市の農業振興の目指す方向について、古い表現が多いためその文章について削除し、柔軟に対応できるように文章の簡素化を行いました。次の4ページの3、見え消し線になっていますが、農業経営基盤強化に関する目標については、後の第2項目の内容と重複するため削除しました。同じく4ページの4、農業経営基盤強化に関する基本方針については、文章を整理しこの後のページに出きます14の項目に分けました。8ページになります。6、こちらも見え消し線になっていますが、新たに農業を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標については、こちら後の第3項目の内容と重複するため、削除しました。次に、10ページ以降になります。第2ですね、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標につきましては、1～4の項目について新たに決めました。また、他産業の収入を参考に担い手の年間農業所得を400万円から350万円へ見直し、これに伴い、11ページ、次のページになりますが以降の5、営農類型の見直しをおこないました。

	見直しの際には、JA 及び県の農業振興センターと協議を行っております。次に、15 ページをご覧ください。15 ページ第3、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標につきましては、こちらも他産業の新規採用職員の収入を参考に担い手の年間農業所得を 200 万円から 250 万円に見直し、これに伴い 16 ページ以降の5、営農類型についても見直しをおこないました。こちらもJA 及び県の農業振興センターと協議を行っております。次に、20 ページ以降、第5、農業経営基盤強化促進法に関する事項につきましては、法律から農地利用集積円滑化事業について削除されたことに伴い、これに関する項目をすべて削除し、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業の実施を促進する事業について追記いたしました。最後に、35 ページをご覧ください。35 ページ以降の、第6まで見え消しになっておりますが、農地利用集積円滑化事業に関する事項、及び40ページにあります、第7の事項、こちらも見え消しですが、法律の改正に伴い、関連する事業がなくなったため、すべて削除しております。説明は以上です。ご意見等がありましたら、よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がありましたが、ご意見ありませんか？はい、鈴木委員さん。
鈴木委員	一点質問と一点意見ですけども、第2の営農類型に乗っている部分は、転作の対象になるかどうかと、いろいろな事業で求められる際の高収益作物、これに当てまることなのか、推奨品目(3)のところだけなのか、営農類型に入って入れればいいのか、これがまず一点質問です。それともう一点意見ですけど、施設園芸の取り組みがこれからは南国市も盛んになると思われませんが、5年ごとの見直しってということだろうと思うんですけども、多分今から先がSDGsに則ったような持続可能な開発というものがですね、これを僕らも進めていかなくてはいけないと思うので、そこをうまく誘導するような、例えば環境保全型農業の推進ですか。こういうところに力を入れていただくことができるかどうかですね。さらに言えば2050年のカーボンニュートラルを目指して取り組みなさいと県や国の方も入ってくると思うので。地産地消を含めた取り組みを

藤岡主事	推進するとか、そういうことを市の方からもやっていただけたらありがたいと思います。以上です。 ありがとうございます。まず一点目の質問の方なんですけども 11 ページなどに示しております営農類型、そこから 14 ページまで対象品目になりますが、こちらは転作奨励金の対象とはまた別ですね。再生協議会の方から年に 1 度品目の方の見直しを行って、そちらのほうから品目について提示があるかと思いますので、またこれとは別と考えていただけたらと思います。その後に出てきました高収益なんですけども（3）の推奨品目、あるいはその前に出てきております営農類型の個別経営体の方に品目が出てきておれば、高収益として事業の方は持っていけるかと思いますのでよろしくお願いします。意見の方につきましては、また農林水産課の方でも協議させていただきたいと思いますのでご意見ありがとうございました。
浜田推進委員	はい。
会長	はい。浜田委員さん。
浜田推進委員	今の説明で分かる言うみたいな人はそれは天才じゃ。分かるはずがない。というのは、例えば 2 ページ、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、後段の方は削除していないしかしこれは削除します。残ったところはあるいは成文化されたものについては渡してくれるわけ？もうちょっと資料は資料らしく作って。いながら持ってきて、何かおかしい。
森本課長補佐	ご意見ありがとうございます。前回の作っていたものと今回どのように改正したいかというところをこちらの方としましては分かるような形で見え消しをさせていただいたところではございますので。
浜田推進委員 会長	それやったらそう話さないかんやろ。そう話したら分かる。 浜田委員さんのご意見もまっとうでございます。ただ、今日は作ったつもりで農業委員さんと推進委員さんにはご意見を聞きたいということで来ておりまして、ただこれを見たち分からんと思う。ほんで、今後これを基礎としてよ、今日のご意見を踏まえてこ

	ういうことが変わりましたよと、これを作っていないかんきよ、もう一回説明をやってももらいたいと思いますが。
浜田推進委員	それは時間がかかるきよ。
植野委員	すみません。
会長	はい。
植野委員	ほんとで簡単なことですが、新規って何歳までのことなんですか？
藤岡主事	新規就農者と言われているのが、就農されて5年以内と言われています。
垣内委員	すいません。これたたき台というか、うちにも来て確か10月26日までにご意見と 言うことやったのでそれに合わせて農業委員会の方にも意見をくださいという話なが ですよ？
藤岡主事	はい。
垣内委員	今日のところ分からんところはゆっくり見てもろうてというたてりでもいいがですよ ね？
藤岡主事	はい。
濱田好典委員	かまいません。ひとつだけ。
藤岡主事	はい。
濱田好典委員	担い手の年間所得が900万から350万になったけど。担い手の上限の年齢というは。
垣内委員	なんぼやったかね。確か70。
藤岡主事	70代の方は、5年後の目標をたてるので、72歳の方だったら5年後77歳の目標を 立てるので、そうなった場合には本当に経営規模できているのか、計画の見込みを審査 させていただいております。明確な何歳までというのはないんですけど、後継者がいる とか、そういう方については継承していけるってということを見込んで目標を立ててもら ったら認定をさせてもらっているんですけども、後継者がいない方などについては、審 議をさせていただいております。350万に所得を変更した点はですね、他産業の収入、 民間の収入と比べさせていただいて統計の数字からですね算出させていただいたうえ

	で 350 万というふうに設定しております。
濱田好典委員	低うしたというわけですね。
藤岡主事	そうです。
濱田推進委員	もう一つ、そしたら。認定農業者もそのようにしたわけ。350 万？二つ合わせた数字？
藤岡主事	認定農業者の方は基本構想に合わせた形で審査をしているので。基本構想に照らし合わせて審査する、というのが認定農業者です。なので認定農業者の所得要件を今 400 万円というふうに皆さんにお話しさせていただいているんですけども、それも 350 万に下がります。
濱田好典委員	ごめん、もう一つちょっと。最近、認定農業者やりたいて手を挙げても難しいて聞きましたけど現在南国には何人くらいおりますか？
藤岡主事	大体 200 人ほど認定をされております。
濱田好典委員	昔から言うたらどうなっていますか？
藤岡主事	昔から言うと、徐々に右肩下がりでですね。
濱田好典委員	じゃあ上げたらいいに。難しいてみんな言うてますけど。
藤岡主事	県として担い手を増やしましょう、ていう時期があったみたいで過去に。その年度にかなり年間 50 人以上の認定農業者を認定させていただいていたんですけど、その方たちが更新の時期に入りだして 5 年たったので、そのタイミングでもう一度計画を策定し直すんですけども、その際に要件を満たしていないっていうことが、言うたら年間の農業所得ですよ、がちょっと足りていないっていうことも中にみられるので最近更新をかけようとしても基準に達していないっていうことで難しいて言われていることだと思います。
濱田好典委員	私の場合は、去年か一昨年やったろうか農協の方から届いたけど 8 月やったき全然忙しくて見てられなくて後にしようかと思って放っちゃたら何にもないわけですよ。こっちから言うていかないかんようになってる。ちょっとそういうところはよね、考えて電話してほしいですけど。

藤岡主事	今は期限が切れる前にですね、農林水産課の方から案内を送らせておりました。
濱田好典委員	一回来て相手したわ。それですっかり忘れてしもうて。そんなこともありますので。 そんで一応農協も絡んじゅうがでしょう？
藤岡主事	そうですね。農協さんにもお手伝いしてもらっています。
濱田好典委員	農協さんと一緒に計画書立ててということですかねえ。そこまでいってないわけ？そこまでいってほしいです。
藤岡主事	分かりました。ありがとうございます。
中村副会長	かまんですか？
会長	はい。
中村副会長	人農地プランの構成員。これとの絡みはどういうふうなる？
藤岡主事	構成員というか中心経営体の方ですかね？
中村副会長	中心経営体。それに登録しちゃう人で認定農業者ではない人が何人かおるわけですが、そのかと南国市の基盤強化促進に関する基本的な構想との絡みはどういうふうになる。
藤岡主事	認定農業者であるから人農地プランの中心経営体というわけではないのでまたその地区で中心として担っていけるっていう人物であれば地区の中であの人担い手やって言う話が出たうえで。
中村副会長	担い手認定はされていると。
藤岡主事	認定農業者の方が人農地プランの中心経営体として位置づけられていることはあると思うんですけども、人農地プランの中心経営体といって認定農業者になることは難しいですね。所得要件の方が認定農業者はあるので。
中村副会長	難しいかもわからんけど認定農業者でなくても地区の中心経営体としては、南国市は認めていくということですかね。
藤岡主事	そうですね。今後はそういうふうにも考えています。
中村副会長	年がたってよけ作っちゃう人は地域の担い手として置いておかな、その人そこでのけ

	たら、そこが空白になるわけよね。どうしても。よけ作っちゃう人が。例えその人が後継者いないということでもそれは地域の担い手として現実におるんやからそれをのけるわけには僕はいかんと思う。そんで、そこを拾うのが人農地プランの中心経営体やと認識しちゅうですが、そのへんはちゃんとやっていかないかんことやと思いますけど。頭の中に入れてもらいたいです。
鈴木委員	すいません。
会長	はい。
鈴木委員	新規就農者のかっこの部分で、年間20人をという目標ですけどもこれは雇用就農者も含めて20人ですか？それとも雇用就農者をのけて、20人ということでしょうか？
藤岡主事	雇用就農者含めて20人です。
鈴木委員	雇用就農者も含めて20人。雇用というのは、アルバイトやパートや従業員を含む？
森本課長補佐	パートとかの雇用は別として一般就労という形で雇用された人場合を想定しております。
鈴木委員	県の方の目標も320人とか330人とか言うてますけど、それ雇用就農を含めるのはどうなのかなという気が自分はするんですけども。雇用就農でなくて、形態としての就農者を何人を目標と掲げた方が分かりやすいような気がしますけども。
森本課長補佐	その辺については、また精査をしましてご報告させていただきます。
会長	はい。他にご意見ございませんか。これは、農林課、最終的にこれになるにはいつまでにご意見を連絡したらいいですか。
藤岡主事	今月、10月の29日までにもし個別でご意見等ある方は農林水産課の方にご意見等頂きましたらそちらも検討させていただきますので、よろしくお願いします。
会長	なお、この見直しを5年に一回よね。基本構想は5年に一回の見直しがあるそうです。それで農業委員さん、また推進委員さんの皆さんにはこれをまた読んでいただいて、そんなことも入れてもらいたいとか、いうことがあれば今月の29日まで農林課の方まで連絡を頂いて、また来ていただいてご意見を差し上げていただきたいと思いますの

で、今日はこういうことで構いませんか。浜田委員さんの意見を踏まえての今後の農
林課の活動をしていただきたいと思いますので。以上で終了とします。

(午後2時30分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年1月7日

会 長

武市 豪雄

議事録署名委員

植野 永子

議事録署名委員

田岡 崇